

## 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、「地域福祉」の推進に取り組むための総合的な計画です。

### 「地域福祉」とは？

普段の生活の中で、ちょっとした不安や不便を感じたことはありませんか？

子育てが不安だけど相談する相手がない、高齢のひとり暮らしなので災害時の避難が心配など。こういった不安や不便さは、ほんの少しの手助けや気づかいで解決できることがたくさんあります。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人も、すべての人が自分らしく安心した生活を送るために、地域に暮らす市民の皆様がそれぞれの役割を持ち、ささえあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティをつくることです。

行政による福祉サービスだけでなく、地域のなかでさまざまな人たちが協力して提供する福祉サービスも地域福祉の活動に入ります。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条において、市町村が策定することが努力義務となっています。

町田市の「地域福祉計画」では、「地域福祉」という視点から、高齢者、障がい者、子ども、保健医療等、各分野と横断的に連携し、共通する理念、事項、地域の取組の方向性などを定めます。

※社会福祉法第 107 条及び国に例示された共通して取り組むべき 16 事項を裏面に記載しましたので、ご参照ください。



## 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（令和 3 年 4 月一部改正）

### 第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（令和 3 年 4 月改正部分）

### 共通して取り組むべき 16 事項

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- ② 高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点整備や既存施設等の活用
- ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備